

オーストリア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳文		ドイツ語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	